

議案第19号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年5月15日提出

二宮町長 村田 邦子

2専 第2号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和2年3月31日

二宮町長 村田 邦子

理由

地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和2年3月31日公布、令和2年4月1日に施行されるため、二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険税条例（昭和41年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項ただし書中「610,000円」を「630,000円」に改め、同条第4項ただし書中「160,000円」を「170,000円」に改める。

第22条中「610,000円」を「630,000円」に、「160,000円」を「170,000円」に改め、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の二宮町国民健康保険税条例の規程は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。